

大阪商業大学学術情報リポジトリ

都市・農村交流の現段階

メタデータ	言語: ja 出版者: 大阪商業大学商経学会 公開日: 2019-07-30 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 大西, 敏夫, ONISHI, Toshio メールアドレス: 所属:
URL	https://ouc.repo.nii.ac.jp/records/804

This work is licensed under a Creative Commons
Attribution-NonCommercial-ShareAlike 3.0
International License.



都市・農村交流の現段階

大 西 敏 夫

はじめに

1. 都市・農村交流の政策的位置づけ
2. 都市・農村交流の背景と経緯
 - (1) 都市・農村交流の背景
 - (2) 都市・農村交流の経緯
3. 都市・農村交流の本格的展開と今日の特徴
 - (1) 都市・農村交流の本格的展開
 - (2) 都市・農村交流の今日の特徴

おわりに

はじめに

都市と農村の交流（以下、「都市・農村交流」）は、「人、もの、情報」の行き来を活発にし、都市と農山漁村それぞれに住む人々がお互いの地域の魅力を分かち合い、理解を深めるための重要な取組」とされ、その形態は「グリーン・ツーリズム（農山漁村における滞在型の余暇活動）を中心とした一時滞在型のものから、二地域居住、定住型まで多様なもの」があると定義されている¹⁾。都市・農村交流は、山村・漁村も含めた交流概念として、「都市と農山漁村の共生・対流」とも称され、農業・農村の再生・活性化のみならず、都市と農村の新たな関係構築の可能性を秘めていると考えられる。

交流の具体的内容は、農産物直売所の利用、農家レストランでの食事、観光農園・市民農園・体験農園の利用、体験型修学旅行・子ども体験学習、農家での宿泊（農家民宿・農家民泊）、援農ボランティア（ワーキングホリデー）など実に多彩である。このほか、週末の田舎暮らしや長期田舎暮らし、さらには観光・教育・福祉といった他の分野との交流・連携や移住・定住（新規就農・定年帰農）なども含まれる。

本稿では、都市・農村交流を取りあげ、その交流にかかわる政策的位置づけおよび背景、

1) 農林水産省『平成23年度 食料・農業・農村白書』, 2011年, p.280.

交流の経緯や展開状況を検討しながら今日の特徴について考察することを目的にしている²⁾。

1. 都市・農村交流の政策的位置づけ

都市・農村交流は、農林水産省「新しい食料・農業・農村の基本方向（新政策）」（1992年）における位置づけを起点とし、1999年制定の食料・農業・農村基本法に条文化されるなど農政の重要な施策対象になっている。

都市・農村交流政策の起点となった新政策では、高齢化・過疎化の進行により地域社会の維持が困難な農村地域において、都市と農村が相互に補完しあい国土の均衡ある発展をめざすとして以下の2点が提起された。すなわち、1つは、地域全体の所得の維持・確保を図る観点から多様な就業の場を創出する一環として、「都市にも開かれた美しい農村空間の形成にも資するグリーン・ツーリズムの振興をはかる」こと。2つは、「農業・農村の持つ緑と水の豊かな「ゆとり」と「やすらぎ」の場としての役割や教育的役割を活かしつつ、都市と農村の相互理解を深かめ連携を強化する」ことである³⁾。

このように、新政策は農村地域の所得向上や雇用政策の一環として都市・農村交流を位置づけながら、その具体的展開においては農業・農村の多面的機能を活かした都市と農村の連携とその支援の必要性を提起したのである。農業・農村の多面的機能とは、農業生産活動が営まれている農村地域がもつ食料供給機能と農業の公益的機能の総称である。また、食料供給機能に加え、公益的機能とは国土保全機能、水資源かん養機能、自然環境の保全機能、景観の形成機能、伝統文化の伝承機能、保健休養機能、地域社会の維持活性化機能などが該当する⁴⁾。

食料・農業・農村基本法では、第36条（第2章第4節「農村の振興に関する施策」）に都市・農村交流が明記されている。それによれば、「国は、国民の農業及び農村に対する理解を深めるとともに、健康的でゆとりある生活に資するため、都市と農村との間の交流の促進、市民農園の整備の推進その他必要な施策を講ずるものとする」と述べている。要するに、都市・農村交流は、都市と農村の双方に有意義なものと理解されている。

加えて、都市・農村交流は、農政の枠組みを越え国家政策として地域経済活性化戦略の一環に位置づけられることとなる。すなわち、それは、「都市と農山漁村の共生・対流」（以下、「共生・対流」）と称され、経済財政諮問会議『経済財政運営と構造改革に関する基本方針

2) 大西敏夫「都市・農村交流政策の展開と課題」橋本卓爾・山田良治・藤田武弘・大西敏夫編著『都市と農村 交流から協働へ』日本経済評論社、2011年、pp.58-73、参照。以下、交流の政策的位置づけ、背景などについては本稿を参照。

3) 「1992年から開始された日本のグリーン・ツーリズムは、都市農村交流とも呼ばれ」、「①農林漁業・農山漁村（以下、農業・農村）の活性化、②豊かな自然・美しい景観・伝統的文化などの農業・農村の多面的機能の保全、③都市住民における農のあるライフスタイルの普及、という3つの目標を目指して、推進」されている。宮崎猛編『日本とアジアの農業・農村とグリーン・ツーリズム 地域経営・体験重視・都市農村交流』昭和堂、2006年、p.10。

4) 日本農業経営学会・農業経営学学術用語辞典編纂委員会編『農業経営学学術用語辞典』農林統計協会、2007年、p.180。

2002』において経済活性化戦略のなかに位置づけられ、その実現に向け国民運動として民間の取り組みの拡大を図ることが謳われたのである。このようにして、「共生・対流」は新たなビジネスチャンスとされ、農林水産省、総務省、文部科学省、環境省、国土交通省、経済産業省、厚生労働省および内閣府の8府省連携によるプロジェクトチーム（副大臣）が立ち上げられる⁵⁾。さらに、「共生・対流」は経済財政諮問会議『経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003』で2004年度から「政策群」となり、各省横断的な政策が展開されることとなる。政策展開では、農村地域が活力を取り戻し、その役割が発揮されるように、「人・もの・情報」が絶えず循環する社会の実現をめざすとして、関係7省によって「共生・対流」を促進させる施策が実施されたのである。

ところで、「共生・対流」とは、具体的には、都市住民の地方への中・長期滞在、二地域居住、U・J・Iターン⁶⁾などが主要なもので、「異なる場で暮らす、又は年代によって生活の場を変えろ」という多様な暮らし方」といわれる「暮らしの複線化」（短期滞在、中・長期滞在、二地域居住、移住・定住）を具現化するものと考えられている⁷⁾。この「暮らしの複線化」に向け関係府省、自治体、関係団体等で施策が展開されることとなるが、それは、たとえば、総務省では情報通信環境（ブロードバンド、携帯電話等）の整備、農林水産省では滞在型の都市・農山漁村交流の推進、農林漁業への就業促進、農山漁村におけるビジネスモデルの構築などが主要な施策内容である。また、経済産業省ではコミュニティ・ビジネス（地域の生活文化資源の活用等）の推進、国土交通省では二地域居住やU・J・Iターンの促進（空き家活用など）、地域密着型ニューツーリズム（ヘルスツーリズム）の支援などである。

以上から都市・農村交流政策の要点としては、第1に、農村における滞在型の余暇活動（グリーン・ツーリズム）の推進、第2に、都市と農村との交流機会の確保、第3に、交流の場の整備等が中心的な柱である。そして、広域的な交流・連携の軸となる交通網の整備、情報通信の整備、田園居住の実現のための住宅・宅地供給の推進、地域固有の資源の活用と関連する道路・河川・公園の整備などがそれらを補完するものである。また、民間団体（（一財）都市農山漁村交流活性化機構など）に対する補助事業・委託事業の実施や都市・農村交流促進のための計画策定・政策的誘導などが行われる。

このように、都市・農村交流は国の「政策群」として位置づけられ、さらに後述のように、その後も農村地域政策的な特色を帯びる。それゆえに、都市・農村交流に取り組むとりわけ農業・農村サイドでは農業生産機能をベースに、農業・農村の多面的機能を活かした受け身ではない主体的なかかわりが強く求められる。

5) 「都市と農山漁村の共生・対流に関するプロジェクトチーム（関係府省：内閣官房副長官・副大臣）」が2002年9月に設置され、規制緩和による条件整備を伴いながら国民的運動として推進されるとともに、2005年には「都市と農山漁村の共生・対流の一層の推進について（提言）」がとりまとめられている。

6) U・I・Jターンともいう。大都市圏の居住者が地方に移住する動きの総称で、Uターンは出身地に戻る形態、Iターンは出身地以外の地方へ移住する形態、Jターンは出身地近くの地方都市に移住する形態である。

7) 「暮らしの複線化」研究会『「暮らしの複線化」に向けて—「暮らしの複線化」研究会報告—』2007年、p.3.

2. 都市・農村交流の背景と経緯

(1) 都市・農村交流の背景

都市・農村交流の背景について触れておこう。戦後、わが国の都市と農村の関係は大きく変化してきた。すなわち、高度経済成長期以降、都市が膨張・肥大化する一方で、農業・農村は後退・衰退の一途を辿ってきた。このため農村は過疎化・高齢化が進むとともに、就業・就農条件や生活条件などさまざまな場面で都市との格差が広がってきた。他方、都市は過度な産業と人口の集中により、都市住民は過密化のなかで「いこい」や「やすらぎ」、「心の豊かさ」を求めるようになる。このようなニーズは近年、「食」と「農」への関心の高まりと相まって都市住民を農業・農村に向かわせ、さらにそれにかかわろうとする動きとして顕在化してくる。

たとえば、農林水産省が行った都市住民（消費者）の「今後の農業・農村へのかかわり方」（2014年公表、消費者モニター 987人を対象に実施、回収率87.7%、複数回答）に関するアンケート調査結果からそのことが伺い知れる⁸⁾。それによると、「地域農産物の積極的な購入等により農業・農村を応援したい（88.2%）」が約9割、次いで「グリーン・ツーリズム等、積極的に農村を訪れたい（33.5%）」や「市民農園などで農作業を楽しみたい（31.0%）」がそれぞれ3割台を占めるなど、都市住民の「農業・農村に対する関心の高さがうかがえる」ことが述べられている。

このような都市住民のニーズや動きを農業・農村サイドが積極的に受け止め、都市・農村交流の取組によって農産物・農産加工品の販売力向上、雇用機会の新たな創出などの効果が期待されている⁹⁾。また、都市・農村交流は、専業・兼業や年齢などを問わずあらゆる階層の農村住民が地域の魅力を再認識する機会になること、さらに子どもも含めて都市住民が農村に滞在するグリーン・ツーリズムは、農村での生活体験を通じて、伝統文化や自然等のふれあい、地域の人々との交流によって、食料や農業・農村についての理解を深めることが期待されている。そして、それは農業・農村のもつ多面的機能を保全・活用しながら、都市と農村の連携によって地域の活性化・再生（内発的発展）へとつながることが期待されていると考えられる¹⁰⁾。

現在、農業・農村の縮小・後退が著しいとはいえ、均衡ある国土の持続的発展を図るためには、農業・農村の存在は欠かせない。それは、農業・農村には、食料生産機能をはじめ、国土保全、気候緩和、景観形成、生態系保全など多面的機能を有しているからであろう。

8) 農林水産省『平成27年度 食料・農業・農村白書』2015年, p.179. なお、このほかの項目は、「援農ボランティア等、農村に出向いて農業・農村を応援したい（17.9%）」、「農業はしないが、農村に住みたい（7.1%）」、「（農村に移住することを含め）今後本格的に農業に参入したい（5.8%）」などであった。

9) 「地域経営型グリーン・ツーリズム」とも呼ばれている。前掲『日本とアジアの農業・農村とグリーン・ツーリズム 地域経営・体験重視・都市農村交流』, p.11. このほか、大江靖雄編著『都市農村交流の経済分析』農林統計出版, 2017年, 参照。

10) 農村の有する様々な資源（地域資源、自然的資源、文化的資源、農業的資源、人的資源）の活用によって、地域の再生・活性化に向けた取り組みが活発化しているが、それが都市・農村交流といわれるものである（井上和衛著『都市農村交流ビジネス 現状と課題（暮らしのなかの食と農②④）』筑波書房, 2004年, p.17）。

(2) 都市・農村交流の経緯

都市・農村交流は、1970年代から1980年代にかけて始動している。以下では、年代ごとに整理しその特徴をみよう¹¹⁾。

1970年代は、農業経営の一環として観光農業や観光牧場が開園されるようになり、「自然休養村」（1974年）が第2次農業構造改善事業によって整備される。観光農業は、「都会の人々が農業生産の場に訪れ、果実をもぎとったり、土をいじったりして、自然としたしみながらレジャーを楽しむことを指して」といって定義づけられている¹²⁾。また、「自然休養村」は、「美しい農山漁村環境を維持するとともに、農山漁家経済の安定方向を図り、あわせて都市生活者のために健全なレクリエーションの場を提供すること」とされている¹³⁾。「自然休養村」事業はその後「緑の村」事業（新農業構造改善事業）へとつながり、現在では都市・農村交流タイプの施設整備へと引き継がれている。

さらに、都市住民の農園に対するニーズの増加、農地の保全と有効活用等を背景に都市的地域を中心にして市民農園（貸農園）が増加する。農林省は農地法規制の及ばない「レクリエーション農園通達」を1975年に提示するが、この農園は農地の権利設定のない期間1年未満の「入園利用方式」といわれ、都市住民のレクリエーションを目的とした農家主体の農園とされた。市民農園は、後述のように1990年に市民農園制度として法的に整備される。

このように、1970年代以降、都市住民の観光や保養、レクリエーション志向に応えるかたちで農業・農村サイドでの都市住民の受け入れが政策的な支援も伴いながら開始される。また、この年代は消費者組織と生産者組織の連携によっていわゆる「産直」が始まるが、なかでも生協産直は現在では「品質保証」、「産地交流」、「地産地消」、「共生支援」、「環境保全」、「食料自給」などを基本テーマに「食」と「農」のつながりを強める活動として展開されている¹⁴⁾。

一方、1980年代には景気対策・内需拡大を背景に規制緩和と民活導入による農村地域開発が農村活性化対策の一環として進行する。とくに1987年制定のリゾート法（総合保養地域整備法）は、「余暇の増大＝国民の「豊かな生活」への願望を背景に、長期保養基地をつくり、同時に過疎地の発展をはかろうというのが目的」とされたが、その内実はリゾート地域の産業育成法として、ゴルフ場や観光ホテル、レジャー施設などを主体にした開発であった。不動産業界等の土地買い占めの影響で全国的に地価高騰を誘発させるが、バブル経済の破綻に伴ってリゾート開発は挫折する¹⁵⁾。外部依存型余暇ビジネスの典型的な失敗事例として、その後遺症が少なくない開発実施地域に重くのしかかっている。

11) 前掲「都市・農村交流政策の展開と課題」『都市と農村 交流から協働へ』, p.64-68, 参照.

12) 農林省近畿農政局『近畿の観光農業』1973年, 「序」, 参照.

13) 『日本大百科全書』小学館, 2003年, 「自然休養村」の項による. 2002年現在自然休養村は全国で約500カ所にのぼる.

14) 日本生活協同組合連合会『全国生協産直レポート 2009』2009年, 参照.

15) 宮本憲一著『公共政策のすすめ』有斐閣, 1998年, p.227-228, 参照.

3. 都市・農村交流の本格的展開と今日の特徴

(1) 都市・農村交流の本格的展開

1990年代に入ると、都市・農村交流は農産物直売所や体験農園といった施設が活動拠点となり、「農業公園」も行政支援を受けて開設されるなど一段と活発化する。併せて市民農園法（「市民農園整備促進法」）、農山漁村休暇法（「農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律」）なども法制化される（別表、参照）。

「農業公園」は農業を主体にしたテーマパークともいわれ、都市住民との交流を目的に整備される。その開設主体・運営主体は、自治体をはじめ、第3セクター、農事組合法人、民間企業など多種多様で、1997年には全国で122カ所に達する。農業公園は、物産展示、販売施設、イベント施設、青空市場、ふれあい農園、加工体験施設等のほか観光施設も整備されるなど重点の置き方によってタイプは異なるが、総じて似通った施設として地域の特色や独自性が発揮されず地域農業とのつながりに欠けるといった問題も表面化している¹⁶⁾。

1990年に制定された市民農園法は、特定農地貸付法（1989年）かあるいは農園利用方式による農園を法的に位置づけ、付帯施設も含めて自治体や農協などが整備するというものである。市民農園は、2002年の構造改革特区制度とその後の全国措置により、農地を所有しない個人や企業、NPO法人なども農地を借り受けて開設主体になれることとなった。市民農園は、農園利用者の農業・農村地域への理解の促進、耕作放棄地の発生防止、地域コミュニティの形成などに効果があるとされ、農林水産省編『食料・農業・農村白書 平成29年版（2017年）』によれば、制度にもとづく農園開設数は、2015年現在全国で4,233カ所、面積では800haを超えている。開設主体は自治体と農協がほとんどを占めているが、都市的地域では農家主体の農業指導付き体験型農園（農園利用方式による農業経営）も開設されている。

一方、農産物直売所は、都市・農村交流を通じて農業経営の安定と地域農業の活性化をはかる観点から補助事業の導入などによって開設されている。農協組織も2003年に「JA ファーマーズマーケット憲章」を制定するなど直売所の設置・運営に主導的役割を担っている。また、道路利用者の休憩施設である「道の駅」は直売所や農家レストランといった地域振興施設を併設するなど都市・農村交流の拠点施設としての役割も担っており、国土交通省調べによると、2018年現在「道の駅」は全国で1,145カ所設置されている。

このように、前掲別表に示したとおり、1990年代から2000年代にかけて都市・農村交流は、関連法・制度の整備を伴いながら政策支援によって整備された交流施設を拠点に取り組みが本格化していることが特徴的である。なお、1994年制定の農山漁村休暇法は、農林漁業体験民宿業の健全な発達を図ることをねらいとしたもので、2015年度末の登録民宿数は全国で393軒（農林水産省『ポケット農林水産統計—平成28年版—』2017年）に達している。

さらに最近では、関係省の連携で都市と農山漁村の共生・対流が全国運動として展開されるなか、農山漁村活性化法（「農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律」）が2007年に制定された。同法は、農山漁村における定住等および農山漁村と都

16) 大阪府立大学農学生命科学研究科・地域緑農政策学研究室『堺・緑のミュージアムハーベストの丘・農産物直売所の利用実態に関する調査研究（都市・農村交流を基軸とした農業公園と地域農業の連携強化に関する研究）』報告書、2002年、参照。

別表 都市・農村交流にかかわる関連法・制度等の整備状況（年表）

年次	項 目
1989	特定農地貸付法制定（特定農地の貸付に関する農地法等の特例に関する法律）
1990	市民農園法制定（市民農園整備促進法）
1992	農林水産省「新しい食料・農業・農村の基本方向（新政策）」策定
1994	農山漁村余暇法制定（農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律）
1999	食料・農業・農村基本法制定
2002	関係府省連携「都市と農山漁村の共生・対流」推進 構造改革特別区域法制定（市民農園・農家民宿等設置の規制緩和措置）
2003	「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」で「都市と農山漁村の共生・対流」を「政策群」として位置づけ（2004年度実施）
2007	農山漁村活性化法制定（農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律） 「農山漁村活性化プロジェクト」支援
2008	集落支援員制度発足 「子ども農山漁村交流プロジェクト」（教育との連携）
2009	地域おこし協力隊制度発足
2014	観光庁と農林水産省との「農観連携の推進協定」締結 「まち・ひと・しごと創生法」制定、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」策定
2015	農林水産省「農山漁村活性化ビジョン（魅力ある農山漁村づくりに向けて）」策定

市との地域間交流を促進するための措置を講ずるというもので、「農山漁村活性化プロジェクト支援」（2007年）が事業化され、さらに「子ども農山漁村交流プロジェクト」（2008年）も事業化されるなどその取り組みが進行している。

「子ども農山漁村交流プロジェクト」は、農山漁村での宿泊体験を通じて子どもたちの「生きる力」を育成し、コミュニケーション能力や自主性・自立心などを向上させるとともに、地域の再生・活性化を図る取組として文部科学省・農林水産省・総務省が連携して支援している。このような「教育」部門との連携のほか、高齢者や障害者等を対象とした福祉農園の開設・整備など「福祉」部門（農林水産省と厚生労働省）との連携、さらに観光庁と農林水産省の間で「農観連携の推進協定」が締結（2014年）されるなど農山漁村の魅力と観光需要を結びつける取組も進行している。

（2）都市・農村交流の今日的特徴

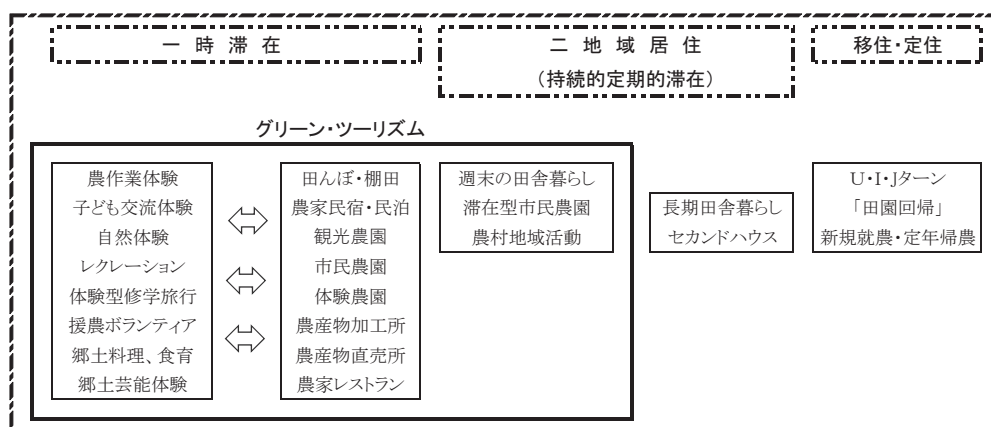
以上のように、都市・農村交流は政策支援を伴いながら交流施設の整備に留まらず、その形態は一時滞在型、二地域居住（持続的定期的滞在型）、移住・定住型といった多様なかたちで進展していることが注目される（別図、参照）。とくに昨今、都市と農村の地域間交流は、U・I・J ターンという移住・定住を基軸に展開していることが今日の特徴である。また、棚田オーナー制や援農ボランティア、農作業応援団・補助員など都市住民による援農活動も活発化している。さらに、集落の機能維持と活性化に人的支援を行うとして、総務省では「集落支援員」や「地域おこし協力隊（旧田舎で働き隊含む）」など域外からの人材を活かした農村活性化対策を実施している。ちなみに、2015年現在、集落の点検と集落対策の支援を行う「集落支援員」は994人（238市町村）、移住し地域協力活動に従事する「地域おこし協力隊」は2,625人（664市町村）に達し、全国各地で活動を展開している。さらに、地方自治

体では移住・定住促進のための相談員を配置するなど、「集落支援員」や「地域おこし協力隊」と連携した取組がみられる。ちなみに、2016年度末までに任期を終えた「地域おこし協力隊」の元隊員2,230人の約半数が、活動地やその同一市町村内に定住し、宿泊業や農業法人等への就業、古民家カフェ等の起業等により仕事を確保している状況が報告されている¹⁷⁾。

このような動きと連動して、2010年代以降、移住・定住型の「田園回帰」と称される動きが目立つ。 「田園回帰」とは、都市住民が農山村に移住する現象を指している¹⁸⁾。それは、たとえば、都市に住む若者を中心に農村への関心を高め新たな生活スタイルを求めて農村に向かう動き、さらに定年退職を契機に居住地として農村を選択する動きとして、とりわけこれらの階層で顕在化していることが言及されている。

内閣府の2014年度調査（「農山漁村に関する世論調査」）によると、以下の諸点が指摘されている。すなわち、「20歳代男性の農山漁村に対する関心が高いこと、60歳代以上の男性については定年退職後の居住地としてUIJターンを想定していることがうかがえる」こと、また「女性については、全般では男性より低いものの、30歳代及び50歳代で比較的高い定住願望がみられる」ことが述べられている¹⁹⁾。また、地方への移住を後押ししているNPO法人「ふるさと回帰支援センター」によれば、2016年に受けた移住相談件数が2万6,000件と過去最高を更新したことが報じられている²⁰⁾。その要因として、移住相談会やセミナーの開催を増やしたこと、地方での就労環境が整ってきたことなどが主な背景と考えられており、同「センター」では「若い人たちの中で地方移住が当たり前になってきている」と分析している。

別図 都市・農村交流にかかわる概念図



資料：農林水産省『平成23年度食料・農業・農村白書』2012年等より作成。

17) 農林水産省『食料・農業・農村白書 平成30年版』2018年、p.193. 原資料は、総務省「平成29年度地域おこし協力隊の定住状況等に係る調査結果」による。

18) 小田切徳美・広井良典・大江正章・藤山浩著『田園回帰がひらく未来 農山村再生の最前線』岩波ブックレット No.950、2016年、p.2.

19) 農林水産省『平成27年版 食料・農業・農村白書』2015年、p.5. なお、調査対象は1,147人、農山漁村地域への定住願望の有無について、「ある」との回答は全体(31.6%)に比べ男性20歳代(47.3%)で16ポイント弱、男性60歳代(37.8%)で6ポイント余りそれぞれ高い。

20) 『日本農業新聞』2017年2月21日付、参照。なお、2017年の相談件数は3万3,165件で前年に比べ25%余り増加している。

総務省『「田園回帰」に関する調査研究報告書』（2018年3月）によれば、都市部から過疎地域への移住者数（国勢調査）は、2000年39万5,167人、2010年28万874人、2015年24万9,545人へと推移している。同『報告書』によると、移住者数は減少傾向にあるとはいえ、全国の都市部からの移住者に占める過疎地域への移住者の割合はおおむね4%前後であり経年度では変化していないこと、「田園回帰」の潮流として「過疎地域において、都市部からの移住者が増加している区域の数が拡大している傾向がみられること」、「「田舎の田舎」である離島や振興山村といった過疎地域の中でも条件不利と考えられる区域などで都市部からの移住者が増加している区域の数がより拡大している傾向がみられること」などが指摘されている。そして、分析結果から、同『報告書』は「「田園回帰」の潮流の一端が明らかにされたものと考えられ、これらの分析を十分に活用して、各自治体において主体的な取組を進めていくことが期待される」と結論づけている。

ところで、人口減少時代を迎え、2014年「まち・ひと・しごと創生法」が制定され地方創生の一環として都市・農村交流とともに「田園回帰」現象が注目されている。「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（2014年閣議決定、2015年・2016年・2017年改訂）に加え、「農山漁村活性化ビジョン（魅力ある農山漁村づくりに向けて）」（農林水産省、2015年策定）は、農山漁村地域の仕事づくりの方向を提示している。とりわけ「農山漁村活性化ビジョン」は、①農山漁村に仕事をつくる、②集落間の結びつきを強める、③都市住民とのつながりを強める、という3点を仕事づくりの基本視点にしている。農林水産業とその関連産業をベースにした仕事づくりは、新たな人材を外部から呼び込む契機にもなり得るといえ、それは「田園回帰」の動きと軌を一にしていると考えられる。すなわち、「田園回帰」の動きを農山漁村地域における雇用の確保・創出、さらには移住・定住へと着実につなげていくことが期待されているのである。

「田園回帰」の本質として、第1に、人口の逆流現象を示していること、第2に、農山村再生に欠かせない要素であること、第3に、農山村の地域再生は都市との共生が不可欠であることが強調されている²¹⁾。すなわち、「「都市も農村も成長を」ではなく「互いが支え合う持続的な社会の創造のための象徴的な動きとして、この田園回帰がある」との指摘はきわめて重要である²²⁾と考える。

「平成30年度 食料・農業・農村施策」では、多様な人材の都市から農村への移住・定住施策として、以下の3点が掲げられている²³⁾。1つは、農山漁村地域への定住および都市・農村交流の促進を図るため、農業体験モニターツアー等、農山漁村に定住する契機となるための取組、農山漁村の空き家・廃校等の地域資源を活用した取組や拠点施設等の整備を関係省庁が連携して支援すること。2つは、農山漁村の持つ豊かな自然や「食」を福祉、教育、観光等に活用する地域活動の推進に必要な外部専門家や都市人材を長期に受け入れ、地域活性化と暮らしの安心につなげていく取組について、総務省の「地域おこし協力隊」と一体的

21) 前掲『田園回帰がひらく未来 農山村再生の最前線』, p.24-27, 参照。

22) 同上。このほか、藤山浩著『田園回帰1%戦略 地元の人と仕事を取り戻す（シリーズ田園回帰①）』農山漁村文化協会、2015年、小田切徳美・橋口卓也編著『内発的農村発展論 理論と実践』農林統計出版、2018年、参照。

23) 前掲『食料・農業・農村白書 平成30年版』の「平成30年度 食料・農業・農村施策」, p.33。

に運用を行うこと。3つは、二地域居住等に関する国や地方公共団体の支援策や取組について情報発信を行うこと、である。

今日、都市・農村交流は、一時滞在型、二地域居住（持続的定期的滞在型）、移住・定住型といった多様な形態へと展開しながら、「田園回帰」現象にみられるように都市と農村の新たな関係を構築しつつある。そのことが都市・農村交流における現段階的特徴といえる。それを促進するには、農山漁村地域における有効な施策の充実が求められている。

おわりに

都市・農村交流は、1970年代以降は「点」から「線」へ、1990年代以降は政策支援を伴って「面（地域・全国）」へと本格的に展開しながら拡がりをみせてきている。それをより発展させるには、第1に、農村が有するさまざまな資源（地域資源・自然的資源・文化的資源・農業的資源・人的資源）を活かすこと、第2に、農村住民（生産者）を主体に都市との交流・連携を積み重ねながら地域の内発的発展へと結実させること、第3に、それらの取組を支える政策支援を行うことが肝要といえよう。

農林漁業の生産機能が低下し、農山漁村地域の疲弊・衰退・荒廃化がいつそう進んでいる。とはいえ、都市と農村が互いに支え合う新たな関係を構築するには、「人、もの、情報」が行き交う交流・連携から「人と人」との地域間協働へと都市・農村交流を進化させることが求められる。その一環として「田園回帰」の今後の動きに注目したい。

参考文献

- ・井上和衛著『都市農村交流ビジネス 現状と課題（暮らしのなかの食と農²⁴）』筑波書房，2004年．
- ・宮崎猛編『日本とアジアの農業・農村とグリーン・ツーリズム 地域経営・体験重視・都市農村交流』昭和堂，2006年．
- ・橋本卓爾・山田良治・藤田武弘・大西敏夫編著『都市と農村 交流から協働へ』日本経済評論社，2011年．
- ・藤山浩著『田園回帰1%戦略 地元に人と仕事を取り戻す（シリーズ田園回帰①）』農山漁村文化協会，2015年．
- ・小田切徳美・広井良典・大江正章・藤山浩著『田園回帰がひらく未来 農山村再生の最前線』岩波ブックレット No. 950，2016年．
- ・大江靖雄編著『都市農村交流の経済分析』農林統計出版，2017年．
- ・小田切徳美・橋口卓也編著『内発的農村発展論 理論と実践』農林統計出版，2018年．